

区分			午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時まで	夜間 午後6時から 午後10時まで	全日 午前9時から 午後10時まで	冷暖房料 1時間当たり
大ホール	入場料が500円以下の場合 (入場料を徴収しない場合を含む。)	平日	15,400	23,100	30,800	61,600	4,950
		土曜日・休日	18,400	27,700	36,900	73,900	
	入場料が500円を超え 1,000円以下の場合	平日	20,000	30,000	40,000	80,000	
		土曜日・休日	24,000	36,000	48,000	96,000	
	入場料が1,000円を超え 3,000円以下の場合	平日	24,600	36,800	49,200	98,400	
		土曜日・休日	29,500	44,300	59,100	118,100	
	入場料が3,000円を超え 5,000円以下の場合	平日	29,200	43,800	58,500	117,000	
		土曜日・休日	35,100	52,600	70,200	140,400	
入場料が5,000円を超える場合	平日	38,500	57,700	77,000	154,000		
	土曜日・休日	46,200	69,300	92,400	184,800		
小ホール 400㎡	入場料が500円以下の場合 (入場料を徴収しない場合を含む。)	平日	5,000	7,700	10,200	20,600	1,000
		土曜日・休日	6,100	9,200	12,300	24,700	
	入場料が500円を超え 1,000円以下の場合	平日	7,700	11,600	15,400	30,900	
		土曜日・休日	9,200	13,900	18,500	37,100	
	入場料が1,000円を超える場合	平日	10,200	15,400	20,600	41,300	
		土曜日・休日	12,300	18,500	24,700	49,600	
展示ギャラリー 150㎡	入場料が500円以下の場合 (入場料を徴収しない場合を含む。)	平日	2,500	3,800	5,200	10,400	490
		土曜日・休日	3,100	4,600	6,300	12,600	
	入場料が500円を超え 1,000円以下の場合	平日	3,800	5,900	7,800	15,700	
		土曜日・休日	4,600	7,000	9,400	18,900	
	入場料が1,000円を超える場合	平日	5,200	7,800	10,500	21,000	
		土曜日・休日	6,300	9,400	12,600	25,200	
楽屋1	16㎡		440	660	880	1,760	110
楽屋2	16㎡		440	660	880	1,760	110
楽屋3	21㎡		440	660	880	1,760	110
楽屋4	21㎡		440	660	880	1,760	110
楽屋5	50㎡		770	1,150	1,540	3,080	110
練習室1	87㎡		1時間当たり			440	330
練習室2	55㎡		1時間当たり			440	330
総合工房	56㎡		1時間当たり			440	330
キッチンスタジオ	106㎡		1時間当たり			550	330
和室 8畳、6畳、8畳			1時間当たり			440	330
交流ラウンジ	330㎡		1区画(1.8m×1.8m)1時間当たり			220	330
会議室1	33㎡		1時間当たり			330	330
会議室2	33㎡		1時間当たり			330	330
ワークルーム	33㎡		設備使用料を徴収する			0	0
木育ひろば	51㎡		専用使用する場合に限り1時間当たり			330	0
附属設備			規則で定める額				

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 入場料とは、入場料、会費、その他名称のいかんを問わず、入場者が主催者に支払う料金(消費税を含まない。)をいい、入場料の額に段階があるときは、最高の入場料の額とする。
- 3 営利を目的とした物品販売及びこれに類する目的で使用する場合は、所定の使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
- 4 大ホール又は小ホールを準備、撤去又はリハーサルのために使用する場合は、所定の使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 5 許可された使用時間を超過して使用した場合は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間とする。)につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時以降の場合は午後6時から午後10時までの使用料の額の時間割額を徴収する。
- 6 この表により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 7 練習室2を楽屋として使用する場合は、楽屋5の料金に準ずる。